

**令和6年度きこえのサポート講座の開催について**  
**障害がい福祉課**  
 ☎(876)1709

難聴者など聞こえに不自由な人に対する支援方法を学び、要約筆記者の周知および養成へつなげていくことを目的とした講座を開催します。

**募集期間** 12月27日(金)まで

▲詳しくはこちら

**【募集】住まいの簡易診断・塩分分析調査・ブロック塀調査**  
**特定非営利活動法人 沖縄県建築設計サポートセンター**  
 ☎(879)1020

昭和56年5月31日以前に着工された住宅ならびに既存ブロック塀の耐震化を促進するため、沖縄県が塩分調査を含む住まいの簡易耐震診断と、ブロック塀調査の技術者派遣を行います。対象住宅・建築物の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

**●簡易診断+塩分分析調査**  
**募集** 住宅5件、住宅以外5件(※先着順)  
**診断費用** 1万4300円(税込み)  
**対象建築物** 階数3階まで。面積制限あり。  
**●ブロック塀調査**  
**募集** 住宅の塀3件、住宅以外の塀(駐車場不可)3件(※先着順)  
**診断費用** 3300円(税込み)  
**対象の塀** 道路に面するブロック塀5段積み以上で、かつ築20年以上

※耐震・耐久性に関する無料相談窓口を設けています。

▲詳しくはこちら

**市内で事業を行っている事業主の皆さんへ**  
**償却資産の申告が始まります!**  
**問い合わせ 資産税課 ☎(876)1729**

償却資産とは、法人や個人が事業のために所有している構築物・機械装置・船舶・器具備品などを指します。

**申告が必要な人**

- 1月1日時点で市内に償却資産を所有している人、または市内の事業所に償却資産をリースしている人。
- 前年中に資産の増減がない場合、廃業・解散の場合も申告が必要です。(備考欄にその事由および時期を記載してください)
- 住宅に設置している太陽光発電設備でも申告が必要な場合があります。
  - 個人または法人の所有する事業用設備(発電出力量問わず)
  - 個人(住宅用)の設備で発電出力が10kW以上

提出書類および提出方法については、市ホームページをご覧ください。また、直接お問い合わせください。

**申告期間**  
**令和7年1月6日(月)~31日(金)**  
 午前8時30分~午後5時15分(正午~午後1時を除く)

**償却資産の例**

- 飲食店・商店・小売店**  
 厨房設備、接客用家具、テレビ、商品陳列棚、レジスターなど
- 理容・美容・病院**  
 理・美容イス、洗面台、医療器具、ベッド、応接セット、看板など
- 賃貸住宅・家具付マンション・事務所・有料駐車場**  
 駐車場、外構工事(フェンス、植栽など)、屋外給排水設備、ルームエアコン、消火器、看板、監視カメラなど

**そらうみ法律事務所**  
 SORAUMILAW OFFICE

相談料 30分 5,500円

西原ICから車で8分 サンエー経塚シティすく近く

離婚・相続・不動産・借金等、お気軽にご相談ください

沖縄弁護士会所属 弁護士 鈴木 穂人・弁護士 長尾 大輔

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドウール・グスク3号室  
 tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219

浦添 弁護士 で検索

**リフォーム工事全般 店舗改装 増築工事**  
**防音工事 エクステリア工事**

防水・塗装工事 電気工事 玄関ドア取替え【1DAY】 アルミ格子 手すり テラス カーポート  
 水道工事 瓦葺き工事

リフォームの図書館は3社見積りをオススメします  
 今、リフォーム工事をご検討の皆さまへ

**図書館** ☎0800-919-0114

ゆいまーる浦添 ※土日・祭日のご来店の際は事前にお問い合わせください  
 浦添市安波茶2丁目10-1 103号 営業時間【月~土】9:00~17:00  
 ※ 急な台風被害や雨漏り等に備えて切り取って保管ください ※

**高齢者のための在宅福祉サービスの紹介**  
**いきいき高齢支援課**  
 ☎(876)1292

在宅で生活している高齢者のために必要な支援を、福祉サービスとして提供しています。訪問調査が必要な事業もありますので、利用を希望する場合は、事前に問い合わせください。

**●配食サービス**  
 夕食のお弁当を高齢者の自宅に配達することで、安否確認などの見守りを行います。  
**対象者** 安否確認を必要とする65歳以上の単身・高齢者のみの世帯で、食事の調理や手配が困難な人  
**費用** 1食300~500円  
 ※課税状況・食事内容により金額が異なります。

**在宅介護手当支給事業**  
**障害がい福祉課**  
 ☎(876)1709

在宅で寝たきりの重度障がい者を介護する介護者に対し、月額5千円の介護手当を支給します。なお、一部所得制限がありますので、まずはお気軽にご相談ください。

**対象** 市内に住所を有し、在宅で生活をする満20歳以上満64歳未満の寝たきりの重度障がい者を介護する者

**【募集】認知症カフェ受託事業**  
**いきいき高齢支援課**  
 ☎(876)1292

市では、市内に住んでいる認知症の人や介護をする家族、地域のみなさん、専門職の人等が集える場として認知症カフェを開発しています。地域包括ケアシステム構築に向けて、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症カフェの設置・運営業務を受託する事業者を募集します。

**12月3日から9日までの1週間は障害者週間です**  
**障害がい福祉課**  
 ☎内線3561~3565

障害者週間は、国民の間に広く障がい者への福祉についての関心と理解を深めることと、障がい者の社会参加意欲を高めるために、障害者基本法で定められたものです。  
 障がいには、「視覚障がい」「聴覚障がい」「肢体不自由」「言語障がい」「内部障がい(内部機能の障がい)」「精神障がい」「知的障がい」「発達障がい」などさまざまな種類があり、症状にも

**まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでの医療を、あなたに。**  
**国民健康保険課 ☎(876)1288**

今年の12月2日から現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがまだお済みでない人も、申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。また、今お持ちの保険証は、有効期限内で最大1年間、利用できます。有効期限が切れる場合でも、必要な人に資格確認書が交付されます。

**マイナ保険証の利用について**  
 保険証の有効期限内であっても、オンライン資格確認を実施している医療機関等では、マイナ保険証を利用することができます。

**加入者情報等の送付について**  
 医療保険者等の把握している「加入者情報(個人番号の下4桁を含む)」を送付することで情報の正確性を担保し、全ての人に安心してマイナンバーカードを保険証として利用できます。

**国民健康保険に加入している人**  
 ご不明点等ございましたら、ご自身が加入されている保険者へお問い合わせください。

**国民健康保険に** **後期高齢者医療保険に**  
 ついて▶ **ついて▶**

**マイナ保険証をお持ちでない人**  
 申請不要で資格確認書をお届けします。

**新たに後期高齢になった人**  
 申請不要で資格確認書をお届けします。(※来年度末まで)

**マイナ保険証での受診が困難な人(障がいをお持ちの高齢者など)**  
 申請いただくことで資格確認書をお届けします。

**緊急通報システム**  
 急病や事故など緊急の際、簡単な操作で外部に通報できる機器を設置し、日常生活の安全を確保します。

**対象者** 65歳以上の単身・高齢者のみの世帯で、疾病等があり、日常生活に注意を要する人

**●介護用品支給**  
 紙おむつ等に引き換えがでる月額6250円分の支給証を交付し、在宅の高齢者を介護している介護者の負担を軽減します。

**対象者** 要介護4~5の認定を受けている65歳以上の高齢者を介護している人で、高齢者および介護者が市税非課税世帯に属しており、かつ浦添市に居住している人  
 ※その他の在宅福祉サービスは、市ホームページでご確認ください。

**【募集】認知症カフェ受託事業**  
**いきいき高齢支援課**  
 ☎(876)1292

市では、市内に住んでいる認知症の人や介護をする家族、地域のみなさん、専門職の人等が集える場として認知症カフェを開発しています。地域包括ケアシステム構築に向けて、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症カフェの設置・運営業務を受託する事業者を募集します。

広告掲載に関するお問い合わせは、株式会社 尚生堂 ☎(876)2232

広告掲載に関するお問い合わせは、株式会社 尚生堂 ☎(876)2232